

一般社団法人監査懇話会 監査技術ゼミ 2018年5月15日
沖電気工業 子会社会計不正事件

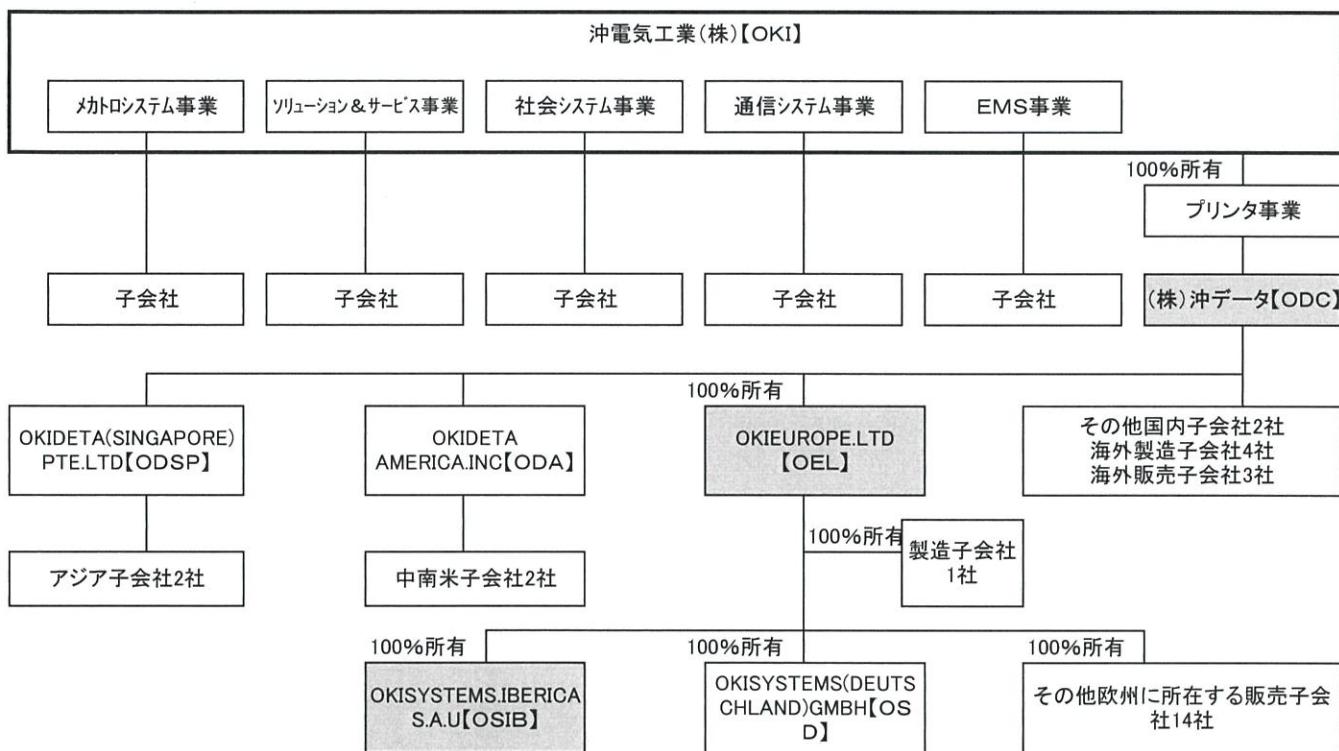
発表者：太田 剛

【事件概要】

沖電気工業株式会社（以下、「OKI」という。）の海外連結子会社である OKISYSTEMS IBERICA S.A.U.（所在国：スペイン 以下、「OSIB」という。）において長年に亘り不適切な会計処理が行われていたことが判明し、2007年3月期から2013年6月までの6年3か月累計で、売上高75億円の減少、営業利益216億円の損失、当期純利益308億円の損失、純資産は244億円の減少という大きな事件となってしまった。

（沖電気工業株式会社）

- ・創業 1881年
- ・資本金 440億円
- ・上場 東証・大証1部上場
- ・従業員 4,063名（連結：19,464名）
- ・売上高 4,516億円（2016年度）



【同社が掲げる再発防止策】

- ①コンプライアンス意識の徹底
- ②子会社管理体制の見直し
- ③関係会社に関する監査及びモニタリング体制の強化
- ④事業及びリスク特性に適合した内部統制の再構築
- ⑤人事制度の見直し

【最大の原因】

歐州の経済情勢等を無視した親会社（O D C）の販売計画を実現するために、孫会社（O S I B）は実際の需要を大きく超えることを承知した上で、商品を販売会社に押し込むとともに、不正会計によって見かけ上の数字を作っていました。

【不適正な会計処理が可能となった原因】

- ・O D C及びO E Lが、O S I Bを管理できていなかった。
- ・O S I Bは独自に外部倉庫を有し、取引実体と合わない在庫を保管できた。
- ・現地代表者（A氏）の判断で独自の資金調達ができた（ファクタリング 手形割引）。
- ・A氏は人材、物流、資金及び経営情報のほとんどを自分の権限で操ることができた。
- ・A氏のスペインでの実績は高く評価されており、疑惑発覚後の指示や処理が遅くなかった。
- ・A氏は代表者として重要な取引や、社内業務の全てに関与でき、これを止める人はいなかった。

【疑惑発覚後の対応】

- ・OKIからみると、O S I Bのような販売会社はO D C、O E Lを通じてしか情報が得られず、その実情把握はかなり難しい。
- ・不適正会計処理の事実を知っても、会計監査人等に会計処理の適正性等について相談することもなく、漫然とその報告を受け入れ、一部の役員で処理しようと考えた。
- ・経営者と監査役間のコミュニケーションは不足しており、本件は公表直前まで知らせるることはなかった。

【内部統制上の問題】

- ・そもそもO S I Bの会計システムから出力されるデータが、どのようなシステム設計の下で出力されているのか把握できていない（標準的なテンプレートからどのような変更がなされたのか把握できている人がいない）。
- ・販売会社における流通在庫の水準がO S I Bの売上、利益などに重要な影響を与えるにも関わらず、これを正確に把握し継続的にモニタリングを行う体制が構築されていない。
- ・OKIグループは「グループ企業管理規程」を制定し、関連企業の経営実態を把握し助言・指導を行うことによって、グループとしての最適経営を実現しようとしてきたが、今回のケースでは、O D CはO E LがO S I Bの管理を適切に行っておらず、孫会社であるO S I Bの事業の特性や潜在するリスクの状況についてはほとんど把握していなかった。
- ・現地A氏を長期間にわたりトップに据え経営を任せきりにするなど牽制が効いておらず、ガバナンス上も問題があった。
- ・O D Cは各関係会社の予算実績等についてモニタリング及び分析を毎月行っていたが、分析の基礎となる会計システム上のデータそのものが信頼性に問題があるとの認識は、関係者には今までなかった。
- ・O S I Bを管理・監督する責任は第一義的にはO E Lにあるが、O E Lには内部監査部門がなく、O S I Bの監査はO D C監査室が実施することになっている。O D C監査室は、「親会社の目が届きにくい海外子会社の監査について、親会社からの牽制、子会社における全社統制／業務プロセスの有効性・効率性を主として実施する」とし、2008年度に一度O S I Bの監査を実施した。しかし実際には往査期間は2日間で、実施手続きはヒアリングが中心で特段の指摘事項もなく終了。それ以降O S I Bに対する監査は行われていない。
- ・OKIグループには「公益通報規程」が制定されており、社内イントラネット上で制度利用の方法等を従業員に周知していたが、本規程は国内に限定されており、海外関係会社は対象外であった。